

介護保険事業所に対する指定指導事務の委託について

名古屋市は、介護保険サービス事業所による指定申請・指定更新申請及び変更届受付等事務並びに指導事務の一部を、平成29年度より下記へ業務委託しています。

【委託先】

- ・名古屋市介護事業者指定指導センター（一般社団法人 福祉評価推進事業団）
- ・住所：名古屋丸の内ビル7階（名古屋市中区丸の内3-5-10）
- ・TEL：052-950-2233（代表番号兼実地指導グループ）
052-950-2232（指定グループ）
- ・FAX：052-971-0577（指定グループ・実地指導グループ共通）



※市営地下鉄名城線

市役所駅3番出口より徒歩5分

※市営地下鉄名城線/桜通線

久屋大通駅2A出口より徒歩5分

※駐車場の用意はございません。

近くのコインパーキングに駐車いただとか、公共交通機関での来訪をお願いします。

指定指導センター来訪のため
に市役所の駐車場の利用はで
きません。

【委託内容】

1 指導事務

平成29年8月より、訪問介護事業所、通所介護事業所、居宅介護支援事業所に対する実地指導の一部を委託しています（予防専門型、生活支援型、ミニデイ型、運動型も含む。）。

また、併せて、上記サービスを運営する事業所からの、上記サービスに係る指定基準や報酬算定に係る質問等の対応を委託しています。

＜上記サービスを運営する事業所からの質問等対応窓口＞

名古屋市介護事業者指定指導センター

TEL：052-950-2232 FAX：052-971-0577

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-5-10 名古屋丸の内ビル7階

月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時30分まで

（祝休日、12月29日から翌年1月3日までは除く）

2 指定申請等受付事務

平成 29 年 9 月から次のとおり指定申請等の相談・受付窓口を変更しています。

(1) 指定内容の変更及び加算届にかかる相談・受付窓口

すべてのサービスについて、次の部署で相談・受付を行います。

名古屋市介護事業者指定指導センター

TEL : 052-950-2232 FAX : 052-971-0577

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-5-10 名古屋丸の内ビル 7 階

月曜日から金曜日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで

(祝休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは除く)

(2) 指定申請、指定更新申請及び廃止・休止・再開の届出にかかる相談・受付窓口

訪問介護、(介護予防) 訪問入浴介護、 通所介護、地域密着型通所介護、 (介護予防) 訪問看護、 (介護予防) 訪問リハビリテーション、 (介護予防) 通所リハビリテーション(みなし指定)、 (介護予防) 福祉用具貸与、特定(介護予防) 福祉用具販売、 (介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護、 (介護予防) 居宅療養管理指導、居宅介護支援、 予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービス、 予防専門型通所サービス、ミニデイ型通所サービス、 運動型通所サービス	名古屋市介護事業者指定指導センター TEL:052-950-2232 FAX:052-971-0577 〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-5-10 名古屋丸の内ビル 7 階 月曜日から金曜日の午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで(祝休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは除く)
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 介護療養型医療施設、介護医療院、 (介護予防) 特定施設入居者生活介護、 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	名古屋市役所介護保険課施設指定係 (本庁舎 2 階) TEL:052-972-2539 FAX:052-972-4147 <従前とおり>
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、 (介護予防) 認知症対応型通所介護、 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護、 看護小規模多機能型居宅介護	名古屋市役所介護保険課居宅指定係 (本庁舎 2 階) TEL: 052-972-3487 FAX: 052-972-4147 <従前とおり>

※介護保険事業以外の事業等と併設の場合のご相談は、名古屋市職員も同席することがございます。

電話・資料送付のお間違えが多発しています。事業者の皆様にはお手数をおかけして申し訳ありませんが、問い合わせ窓口をご確認いただき、お間違えのないようにお願ひします。